

規 則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十一号

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「〇・六五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

別表第一第一項及び第二項中「第二条第一項第一号イ」を「第三条第一項第一号イ」に改め、同表第三項中「第二条第一項第一号ロ」を「第三条第一項第一号ロ」に改め、同表第四項中「第二条第一項第一号ハ」を「第三条第一項第一号ハ」に改め、同表第五項イ中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同項ロ中「第二条第一項第二号ロ」を「第三条第一項第二号ロ」に改め、同項ハ中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に改め、同項ニ及びホ中「第二条第一項第二号ニ」を「第三条第一項第二号ニ」に改め、同表第六項イ中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同項ロ中「第二条第一項第二号ロ」を「第三条第一項第二号ロ」に改め、同表第七項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改め、同表第八項イ中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に改め、同項ロ中「第二条第一項第二号ニ」を「第三条第一項第二号ニ」に改め、同項ハ中「第二条第一項第二号ホ」を「第三条第一項第二号ホ」に改め、同表第九項中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同表第十項中「第二条第一項第四号」を「第三条第一項第四号」に改め、同表第十一項中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同表第十二項中「第二条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改め、同表第十三項中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改める。

別表第二第五項中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同表第六項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。